

一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会会費規定

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人長野県知的障がい福祉協会（以下「法人」という。）定款第7条に基づき、本会の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（年会費）

第2条 会費は1事業年度ごとの年会費とし、別表のとおりとする。

- 2 年度途中で入会した会員の1事業年度の会費は月割とし、入会の翌月から当該事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合、百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

（会費額の年度ごとの確定）

第3条 各事業年度の年会費額は、事業年度開始時に会員から提出される事業所（施設）の現況報告書により確定する。

（会費の納入時期）

第4条 会費の納入時期は、毎事業年度ごとに、毎年7月末日までに、第2条第1項に基づき年会費としてその全額を一括で納入しなければならない。

- 2 年度中途に入会した会員の会費は、第2条第2項により算定した金額を、入会時に納入しなければならない。

（会費の納入方法）

第5条 会費の納入方法は、本会が指定する金融機関への振込みとする。

（退会に伴う会費の取扱い）

第6条 定款第9条に基づき、退会又は除名により会員資格を喪失した場合には、納入した会費は返還しない。また、会員資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

（規程の改定）

第7条 この規程の改定は、理事会の審議を経て、総会の決議により行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

サ ー ビ ス の 種 類		定 員	会費年額（円）
1．障がい児施設			
A	障がい児入所施設	20人以下	100,200
		21～40人	112,000
		41～50人	123,700
B	障がい児通所施設	10人以下	4,000
		11～20人	10,000
		21～59人	16,000
		60人以上	22,000
2．障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス			
C	日中活動系サービス （多機能型の事業所にあつては、 事業所全体の定員）	20人以下	76,600
		21～30人	80,500
		31～40人	86,400
		41人以上	89,000
D	施設入所支援 （障害者支援施設にあつては、 CとDの合計額）	30人以下	19,700
		31～40人	25,600
		41～50人	34,700
		51～60人	43,900
		61～79人	51,800
		80人以上	60,900
E	訪問系サービス		3,000
F	共同生活援助	10人以下	4,000
		11～15人	6,000
		16～20人	8,000
		21～25人	10,000
		26～39人	15,000
		40人以上	20,000
G	相談支援事業		3,000
H	地域活動支援センター		3,000
賛助会員	個人		5,000

（注）会費の算出は、指定事業所単位とする。